

活用や手話通訳者の配置など、障害者の円滑な利用に資する環境づくりにも十分
配意願いたい。

(5) バリアフリーのまちづくり活動事業

本事業については、平成13年度予算において「障害者や高齢者にやさしいま
ちづくり推進事業」の一部事業内容を見直し、新たに実施することとしたところ
である。

本事業は「まちづくり活動事業」（ソフト事業）と「障害者等生活環境基盤整
備事業」（ハード事業）により構成されているが、国庫補助に当たっては、ソフ
ト事業又はハード事業のみの実施も可能とすること等、実施市町村の実情に即し
た弾力的な実施にも配慮しているので、改めて管下市町村に周知願うとともに、
地域のバリアフリー化に際して本事業の積極的な活用について配意願いたい。

2 障害者スポーツの推進について

(1) 障害者スポーツの動向

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、パラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技性を加味したスポーツとして意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

また、一昨年改正された身体障害者福祉法（第21条の4）において、地方公共団体は障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業の実施をするよう明確に位置づけられたことから、平成13年11月21日障発第529号厚生労働省障害保健福祉部長通知「障害者スポーツの振興について」により、事業実施に当たっての留意事項を示すとともに、障害者スポーツの中核組織である財団法人日本障害者スポーツ協会の役割を明確にしたところである。

各都道府県・指定都市におかれては、これらを踏まえ、日本障害者スポーツ協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

(2) 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会の設置と障害者スポーツ指導員の養成

都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ振興の中核として重要な役割を担っており、多くの県・市では既に設置されているところである。

しかしながら、未だ設置されていない県・市が見受けられるので、地域スポーツの振興という観点から、その組織づくりについて積極的に取り組まれたい。

また、障害者スポーツ指導員については、従来から「障害者の明るいくらし」促進事業により初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、全国的には質・量ともに十分とはいえない状況にあるので、

今後とも引き続きその養成に努められたい。

(3) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会

平成14年度に開催される第2回全国障害者スポーツ大会は次のとおりであるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮願いたい。

なお、当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

○ 第2回全国障害者スポーツ大会（「よさこいピック高知」）

会 期：平成14年11月9日（土）～11日（月）

主 催：厚生労働省、高知県、（財）日本障害者スポーツ協会他

開催地：高知市、南国市、土佐市他

イ 国際大会

平成14年度に開催される国際大会は次のとおりであるので、各都道府県・指定都市におかれては選手の育成、強化並びに派遣に係わる便宜の提供等について格段の配慮を願いたい。

○ 名 称：2002年国際知的障害者スポーツ連盟（INAS-FID）サッカー世界選手権大会

会 期：平成14年8月8日（木）～25日（日）

開催地：東京都、神奈川県及び横浜市

主 催：国際知的障害者スポーツ連盟

アイナスエフアイディサッカー世界選手権大会日本組織委員会

- 名 称：2002年世界車椅子バスケットボール選手権大会・北九州
会 期：平成14年8月23日（金）～9月1日（日）
開催地：福岡県 北九州市
主 催：国際車椅子バスケットボール連盟
日本車椅子バスケットボール連盟
北九州市

- 名 称：第8回釜山フェスティック競技大会
会 期：平成14年10月26日（土）～11月1日（金）
開催地：大韓民国 釜山
主 催：釜山フェスティック競技大会組織委員会

- 名 称：第15回世界ろう者冬季競技大会
会 期：平成15年2月27日（木）～3月9日（日）
開催地：スウェーデン サンスバル
主 催：国際ろう者スポーツ委員会

第2回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	33	43	76	鳥取県	11	16	27
青森県	12	19	31	島根県	12	19	31
岩手県	12	17	29	岡山県	18	25	43
宮城県	21	32	53	広島県	18	25	43
秋田県	11	16	27	山口県	17	23	40
山形県	11	15	26	徳島県	12	18	30
福島県	16	20	36	香川県	13	18	31
茨城県	17	25	42	愛媛県	16	23	39
栃木県	13	19	32	高知県	55	82	137
群馬県	13	19	32	福岡県	19	27	46
埼玉県	27	44	71	佐賀県	9	16	25
千葉県	19	31	50	長崎県	14	22	36
東京都	57	80	137	熊本県	17	23	40
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	16	24	40	宮崎県	12	17	29
富山県	10	14	24	鹿児島県	18	24	42
石川県	10	14	24	沖縄県	11	18	29
福井県	9	12	21				
山梨県	9	11	20	札幌市	15	18	33
長野県	16	22	38	仙台市	18	28	46
岐阜県	15	22	37	千葉市	7	11	18
静岡県	25	39	64	横浜市	16	25	41
愛知県	22	37	59	川崎市	8	12	20
三重県	13	18	31	名古屋市	14	20	34
滋賀県	10	16	26	京都市	15	18	33
京都府	11	16	27	大阪市	18	24	42
大阪府	30	48	78	神戸市	13	16	29
兵庫県	23	32	55	広島市	12	18	30
奈良県	11	16	27	北九州市	10	16	26
和歌山県	12	14	26	福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

3 補装具給付事業の円滑な実施について

(1) 基本事項

補装具給付事業については、「補装具給付事務取扱指針」（平成12年3月31日障第290号）を踏まえながら、障害者（児）の身体状況の把握はもとより、住環境、職業上・学業上等の個々の事情等についても配慮し、ニーズに即した補装具を給付することが求められている。

したがって、下記の点について、管下市町村に対し改めて周知願いたい。

- ① 申請者の希望を尊重することは必要であるが、本事業は公的給付事業であることから、2個目の交付判断については、職業上又は学校教育上等の理由により特に日常生活用のものとは別のものを使用する必要性の有無について、十分な検討がなされる必要があること。
- ② 個別に製作を必要とするものについては、製作業者の選定についても、極力、ユーザーの希望を尊重することが望ましいこと。
- ③ 既製品の交付決定に当たっては、通常の販売価格よりも受託報酬の額が高額となることのないよう留意されたいこと。
- ④ 給付申請を却下する場合には、「却下決定通知書」により、実施主体としての明確な理由を説明する必要があること。
- ⑤ きめ細かなサービスの提供及びユーザーの利便性を考慮し、必要な契約業者数の確保に努めること。

(2) 介護保険制度との適用関係

介護保険法の施行に伴い、高齢障害者等が介護保険制度において貸与される福祉用具の種目と共通する補装具の交付を希望する場合には、介護保険制度による福祉用具の貸与を受けることが原則として優先するため、本制度において給付することを要しないこととなっている。

ただし、身体状況等からみて既製品では対応できず、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に

基づき、その要否の検討を行って差し支えないこと、としているところであるが、必ずしもこの考え方が浸透していないので、再度、管下市町村に対し周知徹底願いたい。

なお、オーダーメイド車いすの使用者が更新しようとする場合などは、この手続きによることとして差し支えない。

(3) 次期告示改正の概要

最近の材料費及び人件費並びに一般市価の動向に対処し、価格の改定を行うこととしている。

価格以外の主な改正点は、次のとおり。

- ① 車いすの「手動チェーン型」及び「リクライニング手動チェーン型」については、交付基準から削除することとする。

なお、これらのものを真に必要としていると判断した場合には、基準外補装具として交付することができるものであること。

- ② 手動による自走能力を有していても生活環境等の理由により電動車いすが交付される場合はあるが、そのような者に対しては「残存能力を活かすことができる品目」の交付について検討が行われるべきであること。

したがって、このような者を対象とする電動車いすとして、現行の「簡易型『電動・手動の切り替え操作ができるもの』」に加え、新たに『手動力を電動力で補うことができるもの』を取り入れることとする。

なお、併せて「簡易型」を「手動兼用型」に改めることとする。

4 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムについて

「アジア太平洋障害者の十年」（1993年～2002年）の最終年にあたり、（財）日本障害者リハビリテーション協会など7団体が主唱する「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会が3つの国際会議の開催を予定しており、この開催には、障害者施策推進本部（本部長 内閣総理大臣）としても、関係行政機関が必要な協力をする旨の申合せを行っているところであり、各都道府県・市におかれてもこのフォーラムの趣旨にご理解をいただくとともにご支援を賜りたい。

また、このフォーラムにおける主要な事業としては、3つの国際会議の開催とともに、市町村障害者計画の策定や欠格条項総点検についての国内推進キャンペーンを行うことが計画されているが、特に国内推進キャンペーンについては、昨年12月より本年1月にかけて全国の都道府県・市町村を対象として行った「障害者計画の策定・実施状況と欠格条項の実態に関する調査」をとりまとめ、各自治体及び各都道府県障害者社会参加推進センターに情報提供を行うとともに、この結果を踏まえ、障害者団体が自治体との連携のもと、より良い障害者計画の策定並びに実施に資するという観点から情報交換を進めていくこととされているので、各都道府県・市におかれては、このような趣旨をご了知の上、必要な協力についてご配慮願いたい。

○ 最終年記念国際会議

① 第6回DPI世界会議札幌大会

- ・開催期日 平成14年10月15日（火）～18日（金）
- ・開催地 北海道札幌市

② 第12回RIアジア太平洋地域会議

- ・開催期日 平成14年10月21日（月）～23日（水）
- ・開催地 大阪府堺市

③ 「アジア太平洋障害者の十年」推進キャンペーン大阪会議

- ・開催期日 平成14年10月21日（月）～23日（水）
- ・開催地 大阪府堺市

5 国際障害者交流センターについて

「国連・障害者の十年」を記念する施設として、大阪府堺市に建設された国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）については、平成13年3月に竣工、同年9月に開館したところである。

この施設は、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者の文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成14年度においては、以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成13年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

【平成14年度実施予定事業】

1 手話通訳者現任研修等事業

手話通訳に関して、手話通訳士の養成及び資質と技術の向上を図る。

2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

3 災害支援ボランティアリーダー養成事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

4 障害関係福祉情報等提供事業

記念施設において開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等。

5 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

6 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

- 1 名称及び愛称 「国際障害者交流センター」(ビッグ・アイ)
- 2 所在地 大阪府堺市茶山台1-8-1(泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)
(新幹線新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で
約55分：泉ヶ丘駅下車徒歩3分。)
- 3 施設規模 地上3階地上1階建て
敷地面積 約8,000㎡ 延床面積 約12,000㎡
- 4 主な施設内容
 - 多目的ホール
[客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]
 - 宿泊室 35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)
 - 大・中・小会議室、バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)
 - レストラン(50席)、駐車場
- 5 障害者のための特別な機能
 - 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
 - 館内自動音声案内設備
 - 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
 - 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
 - 光点滅式避難誘導設備 等
- 6 施設の利用予約及び料金等の問い合わせ先

財団法人 大阪府地域福祉推進財団 国際障害者交流センター

TEL：072-290-0900

FAX：072-290-0920

ホームページアドレス：<http://big-i.jp>

6 介助犬等について

障害者の日常生活動作を補う役割をもつ介助犬、聴導犬については、近年、社会的関心が高まってきており、また、昨年の臨時国会において、議員立法により、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ること等を目的とする「身体障害者補助犬法案」が提出され、継続審議となっているところである。

厚生労働省においては、昨年7月の「介助犬に関する検討会報告書」を受け、現在、「介助犬の訓練基準に関する検討会」を設置し、具体的な訓練基準等についての検討を行っているところであり、更に聴導犬についても今後同様の検討を行う予定としている。この間、各都道府県市には、育成団体に関する実態調査の実施等お手を煩わせているところであるが、今後、介助犬等に関する情報等については、適宜提供していくのでご留意願いたい。

7 手話通訳技能認定試験について

平成13年度の第13回手話通訳技能認定試験は、平成13年9月に第一次試験が行われ、同年12月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成14年3月29日（金）に合格者の発表が行われる予定である。

平成12年度までの認定試験の合格者の累計は全国で1,077人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑、多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業」の「手話通訳者特別研修事業」を積極的に活用する等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

< 企画課監査指導室 >

1 平成14年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）を参考に適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県は、監査マニュアルの作成及びこれらの研修を行うこと等により、当該監査担当職員の資質の向上、均一な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成14年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制及び新任職員等に対する研修等が実施されているかについて指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等審査の徹底

支給要件の審査に当たって、身分関係及び生計維持関係については、戸籍、住民票のほか、別居監護の場合には、必要な証明書により確認し、また、所得状況については、課税台帳等により確認するよう的確な審査を行うよう指

導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定は、障害程度認定基準（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特障害者手当の障害程度認定基準について」を踏まえた適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確な所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の実施の徹底

受給資格者について社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況及び死亡等を的確に把握するため、市町村及び福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者に対する資格喪失届出の提出義務についても周知徹底を図るよう指導されたい。

(2) 障害福祉施設等に対する指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査について

(ア) 障害福祉施設に対する指導監査は、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成12年6月26日障第496号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別添1「障害福祉施設指導監査指針」を参考に適正な指導監査の実施に努められたい。

(イ) 障害福祉施設は施設種別が多種であり、施設種別によっては、その目的、機能等が異なるので、これら障害福祉施設の指導監査を行うに当たっては、知識経験を有する監査担当職員の確保及び資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにある

ので、各種の障害を有する入所者個々の人権を尊重した適切な処遇が確保されているかをどうか重点を置いた指導監査を実施するとともに、職員の資質の向上のための研修及び福利厚生等の士気高揚策等の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化により入所者処遇の向上が図られるよう指導方願います。

イ 施設入所措置事務等実施機関に対する指導監査について

施設入所措置事務等実施機関に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成12年6月26日障第496号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考に適正な指導監査に努められたい。

(3) 精神病院に対する指導監督について

精神病院に対する指導監督については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施することとしているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に関する行政事務指導監査において、精神病院を实地検証した結果、一部の精神病院に対して、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図り、指導方法に創意工夫を凝らした、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

2 平成14年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成14年度に都道府県に対して行う指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了承願いたい。

(2) 精神保健福祉法に関する行政事務指導監査について

精神保健福祉法に関する行政事務指導監査の実施計画については、平成14年度においても、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等に関する行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いします。

また、当該指導監査については、平成14年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・各指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査が円滑に行えるよう特段の配慮をお願いします。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

障害福祉施設等に係る指導監査の平成13年度の実施状況報告等の提出については、今年度と同様、別途通知するので提出方をお願いします。

(別紙1)

平成14年度 障害福祉関係（特別児童扶養手当等）指導監査実施計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 (案)			栃木県	青森県		山口県	新潟県	宮城県	岐阜県	沖縄県		
		愛知県		群馬県		福島県	福岡県	石川県	秋田県	鹿児島県	香川県	
		茨城県	島根県	岩手県		北海道	神奈川県	静岡県	愛媛県		熊本県	
		(2)	(2)	(3)		(3)	(3)	(3)	(3)	(2)	(2)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成14年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画
(精神保健福祉法関係)

実施計画	都道府県・指定都市	備考
各都道府県・市 実施月を定め別 途通知	(都道府県) [23]	(注) 対象都道府 県・市につい ては、都合に より変更する ことがある。
	宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県	
	東京都 神奈川県 長野県 岐阜県	
	静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府	
	兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県	
	島根県 岡山県 香川県 福岡県	
	佐賀県 長崎県 大分県	
	(指定都市) [6]	
	札幌市 横浜市 大阪市 神戸市	
	広島市 北九州市	
[合計 29]		

※ 平成13年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成14年度において追加して実施する場合がある。